

移転措置事業に係る押印見直しについて

東海防衛支局では、移転措置事業に係る建物等の補償や土地の買入れ等を行っています。

今般、移転措置事業の各種手続のうち、国から発出する文書（下記参照）については、令和3年1月から押印を省略とすることとしましたので、お知らせします。

また、本件に関し、ご質問等がある場合は下記問い合わせ先までご連絡願います。

1月から押印を省略とする文書

- ・ 鑑定評価依頼書

【問い合わせ先】 東海防衛支局防音対策課
移転措置係

TEL 052-952-8226